

大川監 第 42 号
平成30年7月31日

大川市監査委員 今 泉 貞 則
大川市監査委員 池 末 秀 夫

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

記

1. 監 査 の 範 囲 平成29年度
2. 監査の対象・期日 インテリア課 平成30年6月 1日～6月12日
 上下水道課 平成30年6月13日～6月28日
3. 監 査 の 結 果 別紙のとおり

1. 監査の対象 インテリア課

2. 監査の期間 平成30年6月1日～6月12日

3. 監査の方法

平成29年度において、インテリア課が所掌した歳入歳出予算の執行状況及び事務処理について、必要な書類の提出を求め、関係帳票を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

4. 監査の結果

監査した結果、予算執行事務について、次のことが見受けられたので、以後留意されたい。

○ 大川市勤労青少年ホーム・ワークピア大川開講受講生募集チラシ印刷において、業者決定は7月7日に行われているが、契約締結は8月1日に行われていた。

大川市契約規則に基づき業者決定の翌日から7日以内に契約締結すること。

○ 大川市勤労青少年ホームおよび大川勤労者総合福祉センター消火器購入において、備品購入の場合、5万円以上は財政合議が必要であるが合議がなされていなかった。

○ 大川市観光・インテリア情報ステーション整備工事において、工事契約締結伺書に公印審査印がなく、契約書に公印が押印されていなかった。

〔平成29年度おおかわセールス促進プロジェクト業務委託変更契約書も公印の押印がなかった。〕

○ 地域おこし協力隊住居費助成金及び地域おこし協力隊活動助成金において、交付決定額を下回った実績報告が提出されていたが、返還手続きがとられていなかった。

速やかに返還命令等の手続きをすること。

1. 監査の対象 上下水道課

2. 監査の期間 平成30年6月13日～6月28日

3. 監査の方法

平成29年度において上下水道課が所掌した歳入歳出予算の執行状況及び事務処理について、必要な書類の提出を求め、関係帳票を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

4. 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項は見受けられなかった。